

情報セキュリティガバナンス協議会 規約（第1.0版）

第1条 （名称）

本協議会は、「情報セキュリティガバナンス協議会」（英文名称：Information Security Governance Association）と称する。

第2条 （目的）

本協議会は、情報セキュリティガバナンスの普及啓発や導入支援を進める社会的機能を整備することにより、我が国企業が自らの情報リスクを適切に管理するとともに、社会全体で見たセキュリティコストの抑制と、企業の国際競争力確保に寄与できる環境を実現することを目的とする。

第3条 （活動）

本協議会の活動は、次に掲げるものとする。なお、各活動の実施場所、スケジュール及び実施方法は、幹事会の定める方針に従い、別途幹事会と事務局の間で具体的に協議するものとする。

- (1) 情報リスクの管理に関する知見の共有
- (2) 情報セキュリティガバナンスに関する普及啓発
- (3) 情報セキュリティガバナンス関連コンテンツの整備

第4条 （会員）

1. 本協議会の会員は、次のとおりとし（一般会員と幹事会員をあわせて「会員」という）、本協議会の目的、活動に賛同し本規約を承認した企業で構成し、本協議会の設立に寄与した法人（以下、「発起人」という）及び設立後に第5条に定める手続きにより幹事会により入会を認められた法人で構成する。法人とは、法人格を有する団体、またはその団体に属する組織(部署、事務所等)をいう。なお、審査の結果入会を認めない場合、事務局より直ちに申込者に通知するものとする。

(1)一般会員

一般会員は、別紙1に定める資格条件を満たす法人で、幹事会員以外の会員である。一般会員は、総会に参加する責務を有する。

(2)幹事会員

幹事会員は、別紙1に定める資格条件を満たす法人で、本協議会の発起人、もしくは幹事会員の推薦を受け幹事会によって承認された法人が就任すること

ができる。幹事会員は、総会及び幹事会に参加し、協議会の運営を行う責務を有する。

2. 会員は、原則として、会員資格を自己以外の第三者に譲渡し又は使用させ、もしくはこれを第三者に売買し、相続により承継させ、又は名義変更を行うことはできないものとする。
3. 会員は、参加申込書記載の届出事項に変更が生じた場合、遅滞なく変更内容を事務局に通知するものとする。
4. 会員は、自法人に属する者を、本協議会における活動に参加させることができる。子会社など、自法人以外の者を参加させる場合には、幹事会の承認を得るものとする。
5. 会員は、他の会員に対し、相手方の許可なく営業行為を行ってはならないものとする。
6. 本協議会は、会員について、本協議会に参加している事実を公開することができるものとする。
7. 会員は、本協議会の参加にあたって、自らならびにその親会社、子会社、関連会社、役員および従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業または団体、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という）でないこと、ならびに、自らならびにその親会社、子会社、関連会社、役員および従業員が反社会的勢力を利用または反社会的勢力と連携しての行為または活動に関与していないことを表明保証するものとする。

第5条 （入退会）

1. 本協議会に入会しようとする者は、別紙3の入会申込書をもって申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。
2. 本協議会を退会しようとする会員は、書面をもってその旨を届け出なければならない。なお、本協議会の存続期間中途中で退会する場合でも、会費の返還は行なわないものとする。本協議会の終了、解散または会員が退会后又は第21条により退会処分となった場合であっても、第15条乃至第17条および第19条、第20条、第25条、第26条の規定は適用される。

第6条 （会員の権利）

1. 会員は、設立企画書に記載する本協議会が実施する活動に参加し、本協議会が発信する情報の提供を受けることができるものとする。

2. 幹事会員は、幹事会の委員として本協議会の運営と意思決定に参画するものとする。また、幹事会の一員として、本協議会の一般会員になろうとする申込者に対して、入会の可否に関する審査を行う。

第7条 （総会）

1. 総会は、会員をもって構成する。
2. 総会は、定期総会を年1回定期開催するほか、幹事会からの提案に基づいて開催する。
3. 総会は、総会員の3分の2以上の出席をもって成立する。
4. 総会は、会長が議長を務める。
5. 総会の議事は、解散の議決を除き、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
6. 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - (1) 予算、決算の承認
 - (2) 幹事会で総会に付議すべきと決定した事項
7. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の出席会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
8. 総会は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。

第8条 （会長及び副会長）

1. 本協議会には、会長及び副会長を各1名設置する。
2. 会長は、幹事会員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。ただし、本協議会立ち上げ時に係る初代会長、副会長については、発起人が協議し選出する。
3. 会長及び副会長の任期は、次回の定期総会までとし、再選を妨げないものとする。
4. 会長は、本協議会を代表し、本協議会の会務を執行する。
5. 死亡、辞任、解任、その他事由により、会長または副会長に欠員が生じた場合、欠員補充のための臨時幹事会にて新たな役員を選任できる。欠員補充のために選出される新たな役員の任期は、前任者の残りの任期とする。

第9条 (幹事会)

1. 本協議会は、総合的な企画調整・運営を行う幹事会を総会の下に設置する。
2. 幹事会は幹事会員により構成する。
3. 幹事会は、定期幹事会を年2回開催するほか、必要に応じて開催する。
4. 幹事会は、幹事会員の3分の2以上の出席をもって成立する。
5. 幹事会の議長は、会長が指名する。
6. 幹事会の議事は、出席した幹事会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
7. 幹事会は、総会の決定した活動計画に基づき協議会の運営に関わる事項を決定できる他、必要な事項を総会に提案することができる。協議会の運営に関わる事項とは以下のものをさす。
 - (1) 規約の制定及び改正
 - (2) 活動方針
 - (3) 事業報告・会計報告
 - (4) その他、本協議会の運営に関して必要な事項
8. 幹事会は、総会の決定した活動計画に基づき協議会の運営に関わる事項を決定できる他、必要な事項を総会に提案することができる。
9. やむを得ない理由のため総会に出席できない幹事会員は、他の出席幹事会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
10. 幹事会は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。

第10条 (会計監事)

1. 本協議会に会計監事を設置する。
2. 会計監事は創立総会においてこれを選出、承認する。
3. 会計監事は、本協議会の存続期間中の本協議会の会計を監査し、幹事会及び総会に報告する。

第11条 (オブザーバー)

1. 本協議会は、オブザーバーを設置することができる。

2. オブザーバーは、経済産業省及び関係公的機関などでその参加が本協議会の活動に有意義と認められるものを幹事会が決定し、幹事会が委嘱する。
3. オブザーバーは、会合等に必要に応じて参加し、本協議会の目的達成のため助言と支援を行う。

第12条（活動年度）

協議会活動の活動年度および会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第13条（会費）

1. 会員は、活動年度毎に別途定める会費を事務局に納入しなければならない。会費は、参加登録日の時期にかかわらず一律とする。
2. 事務局は、第5条に定める会員登録承認後速やかに会費の請求書を発行する。会員は、事務局から請求書を受領次第、すみやかに事務局の指定する銀行口座宛に会費を振込支払うものとする。
3. 本協議会は、いったん支払いを受けた会費は返還しないものとする。

第14条（事務局）

1. 会長は、本協議会の会務を処理するため事務局を設置する。事務局員、経費負担その他事務局の業務内容の詳細は別途幹事会と事務局業務を委託する者との間で定めるものとする。
2. 本協議会は、以下の事務局業務を委託するものとする。
 - (1) 本協議会の活動企画及びその実施に関連する支援業務
 - (2) 本協議会の運営事務支援業務
 - (3) 本協議会の会計事務支援業務
 - (4) 上記に付随して必要となる業務

第15条（著作権）

1. 会員が、本協議会の活動に際し新たに作成した著作物および従来から有する著作物については、当該会員に帰属するが、当該会員が許諾する範囲内において他の会員、会長、副会長、オブザーバー、事務局（以下、「本協議会関係者」という）はこれを利用することができるものとする。
2. 本協議会の活動において、会員間または会員と本協議会関係者との間で共同で新たに作成した著作物の著作権は、当該創作者間での共有とするが、当該創作者が許諾する範囲内において、本協議会関係者はこれを利用することができるものと

- する。
3. 本協議会が本協議会の設立準備または本協議会の運営を行うにあたり作成した著作物は本協議会に帰属するが、本協議会は、本協議会関係者による使用を許諾するものとする。ただし、会員が当該著作物を公表、上映、展示、貸与、および公衆送信をする場合は、事前に本協議会の承諾を得るものとする。
 4. 前3項に定める著作物中に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物の作成者は、本協議会関係者による所定の範囲内の使用に支障がないよう必要な措置を取るものとする。

第16条（その他の知的財産権等）

本協議会の活動において新たに生じた発明、考案、意匠、アイデア、ノウハウ等（以下「発明等」という）に係る権利（これらを受ける権利を含み、著作権は除く。以下「知的財産権等」という）の取扱は、次に定めるとおりとする。

1. 発明等に係る知的財産権等は、原則として当該発明等を創作した者に帰属するものとする。他の本協議会関係者のいずれかが当該知的財産権の利用を求めた場合、利用の許諾実施料及び利用実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとする。
2. 発明等が共同の創作にかかる場合は創作者間での共有とし、特段の合意がない限りその持分は均等とする。出願費用は共有者の各持分に応じ負担するものとし、その他手続についてはその都度共有者間で協議して定めるものとする。また、知的財産権等につき第三者に対し実施権を許諾し、持分を譲渡もしくは質権等を設定しようとするときは、その都度他の共有者の書面による事前の承諾を得るものとする。

第17条（秘密保持義務）

1. 本協議会および会員は、その活動の過程で他の当事者から開示された情報について、情報開示者の認める範囲内で取り扱うこととし、情報開示者の事前の承諾なしに本協議会関係者外に開示しない。
2. 前項の秘密情報には次の各号の一に該当するものを含まないものとする。
 - (1) 開示されたとき既に公知であったもの。
 - (2) 開示後被開示者の責に帰せざる事由により公知になったことを証明したもの。
 - (3) 開示されたときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの（被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの等）。

- (4) 開示後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの。
 - (5) 法令、規則、裁判所の決定・命令および正当な権限を有する公的機関の命令等に基づき、開示を要求されたもの（ただし、開示にあたり、事前に開示者への通知を要する）。
3. 本協議会では、会員情報について、会員の退会または本協議会の終了後も 1 年間保有するものとする。
 4. 本協議会では、会員名簿を共有する。共有する範囲は、入会時に共有を希望した会員に限定する。
 5. 協力機関、オブザーバー、その他本協議会に協力、参加する機関から本協議会の活動の過程で開示、提供される情報の取り扱いについては、当該協力機関より特段の指示がある場合それに従うものとする。

第18条（会員である旨の表示）

会員は、本協議会の会員であることを対外的に表明する場合、本協議会の名称を名刺や自らの本協議会に関連する事業についての広告、パンフレット及び催事等において表示する場合、幹事会が別途定めるところに従うものとする。

第19条（損害賠償責任）

1. 本協議会の運営に関し、本協議会関係者のいずれかの責めに帰すべき事由により他の協議会関係者または第三者が損害を受けた場合、当該帰責事由のある当事者がその責任において一切を処理するものとする。
2. 本協議会に関連し生じた損害賠償額は損害を被った当事者と幹事会の協議により定める。
3. 本協議会の違法行為または第三者の権利の侵害が、会員の指示を原因として生じた場合、会員の責に帰すべき事由により発生した場合は、当該会員がその責任において一切を処理するものとする。

第20条（本協議会の責任範囲）

1. 第 3 条で定める活動内容に関し、本協議会はその実現に努めるものの、規定された活動内容全ての実施および本協議会活動による特定の実績の達成を保証するものではない。
2. 本協議会は、本協議会を運営するにつき、本協議会規約および強行法規に定める以外に何らの責任を負わないものとする。
3. 第 3 条で定める本協議会活動の一部が、変更、中止又は中断された場合、会員に

生じる損害について、本協議会は一切の責任を負わないものとする。また、会員が、本協議会活動において、本協議会の責に帰さない事由によって損害を受けた場合も同様とする。

4. 本協議会の運営に付随して、役員、幹事会または事務局より提供された資料、新規著作物、助言等は、提供時点で入手可能な情報および経済、市場、その他の状況に基づいているが、今後の状況の変化により、それらの結果が影響を受ける可能性があり、役員、幹事会または事務局は当該結果を修正、変更ないし補足する義務を負わないものとする。また、役員、幹事会または事務局は、会員がそれらを利用した結果について法的な義務および責任を負わないものとする。
5. 本協議会は、ネットワーク機器・回線等の故障、停止、停電、保守作業、天災、騒乱、テロリズム、法令の制定、改廃、公権力による命令・処分、本協議会のサイトに過剰な負荷がかかった場合、当サイトの活動継続のために必要な他の契約が終了した場合等の不可抗力その他本協議会の支配の及ばない事由により本協議会の全部または一部の中断、中止、遅延が生じた場合、これについて法的な義務および責任を負わないものとする。

第21条（参加資格の取消）

会員が、以下の各号のいずれかに該当した場合、本協議会は幹事会の決議をもって当該会員の参加資格を取り消すことができる。なお、本協議会の存続期間途中で取り消された場合でも、会費の返還は行なわないものとする。

- (1) 本規約に違反したときまたは本規約もしくは総会、幹事会の決議を無視する行為があったとき
- (2) 会員が第12条所定の会費の全部又は一部を納入せず、本協議会が初回の督促を行った日から1ヶ月以内になおこれを納入しないとき
- (3) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始、特定調停の申立または任意整理を開始したとき
- (4) 解散を決議又は営業を停止したとき
- (5) 重大な財務状況の悪化が認められる相当の事情が生じたとき
- (6) 刑事訴追を受け又は監督官庁より営業の取消または停止、許認可の取消等の処分を受けたとき
- (7) 本協議会に参加している事実を逸脱もしくは濫用して自らの営業行為、営利目的の行為またはその準備を目的とした行為する等、本協議会関係者若しくは他の会員の名誉、信頼を損なう行為に関与したとき
- (8) 違法行為に関与し又は本協議会若しくは他の会員の権利を侵害し、その結果本協議会若しくは他の会員に重大な損害を与えたとき
- (9) 本規約第3条所定の資格を喪失したとき

- (10) 会員、その役員、従業員、親会社、子会社、関連会社が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
- (11) 事務局に届出た情報の全部または一部が真実と異なることが判明したときまたは表明した事実の重要部分が真実と異なることが判明したとき
- (12) 会員が登録した情報に基づく事務局と会員との連絡が2ヶ月間、不可能なとき
- (13) 合併、会社分割、事業譲渡、発行済株式の過半数を有する株主の異動等により本協議会活動目的達成に重大な支障を生じると認められるとき
- (14) その他、本協議会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき

第22条（規約の変更）

本協議会の総会決議により、本規約の内容を適宜、変更できるものとする。なお、総会は、決議により本規約の変更について幹事会に委任することができる。変更された場合、事務局はこれを会員に対して通知するものとする。

第23条（延期及び中止）

本協議会は、その理由の如何を問わず、幹事会の決議に基づき、予め10日前に会員に通知することにより、本協議会活動の一部を延期または中止することができる。本条に基づき本協議会活動の一部が延期又は中止した場合であっても、本協議会は会員に対し、これに関する一切の責任を負わないものとする。但し、当該延期又は中止について、役員、幹事会又は事務局の悪意又は重大な過失ある場合はこの限りではない。

第24条（解散）

1. 本協議会は、総会において総会員の3分の2以上の同意を得た場合、解散することができる。
2. 会長または幹事会は、以下の事由のいずれかが発生した場合、総会を招集するものとし、総会において総会員の3分の2以上の同意を得た場合、本協議会を解散することができる。
 - (1) 法令の変更又は裁判所、政府又は地方自治体の法令解釈または政策、予算の変更により、本協議会の主要な活動が違法または継続が困難と判断される可能性が高くなった場合
 - (2) その他本協議会の運営、継続又は本協議会の目的達成が事実上困難になった場合
3. 本条第1項または第2項により本協議会が解散した場合、幹事会指定の解散日をもって会員は退会したものとみなされる。
4. 本条第1項または第2項により本協議会解散が総会により決議された場合であっても、本協議会、役員、幹事会および事務局は会員に対し、これに関する一切の責任を負わないものとする。但し、当該解散について、役員、幹事会又は事務局の悪意又は重大

な過失ある場合はこの限りではない。

第25条（疑義の解決）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。本規約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度、関係者間で協議し、誠意をもって解決するものとする。

第26条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争解決のための専属的第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

附則

1. この規約は、2012年4月1日から施行する。

以上

入会条件

本協議会に入会するすべての会員は、入会時に、本協議会に参加する自組織の参加資格を以下の(1)～(2)から選択し、それぞれの条件に合意しなければならない。

(1) ユーザ会員

- ・ユーザ会員は、自組織もしくは自グループの情報セキュリティ管理に関する責任を担う者を参加者とする。
- ・ユーザ会員は、本協議会の会合において必要な場合、自組織もしくは自グループにおける情報セキュリティガバナンスの取組事例を、自らの事業に支障のない範囲で説明する。

(2) ベンダ会員

- ・ベンダ会員は、情報セキュリティに関する事業を担当する者、または、自組織もしくは自グループの情報セキュリティ管理に関する責任を担う者を参加者とする。
- ・ベンダ会員は、本協議会の会合において必要な場合、情報セキュリティガバナンスに関連する自らのツール・サービス、または情報セキュリティガバナンスの取組事例を可能な範囲で説明する。

参加資格	ユーザ会員	ベンダ会員
参加者の規定	自組織もしくは自グループの情報セキュリティ管理に関する責任を担う者。	情報セキュリティに関する事業を担当する者、または、自組織もしくは自グループの情報セキュリティ管理に関する責任を担う者。
協議会への貢献	本協議会の会合において必要な場合、自組織もしくは自グループにおける情報セキュリティガバナンスの取組事例を、自らの事業に支障のない範囲で説明する。	本協議会の会合において必要な場合、情報セキュリティガバナンスに関連する自らのツール・サービス、または情報セキュリティガバナンスの取組事例を可能な範囲で説明する。

情報セキュリティガバナンス協議会 2015年度会費

- (1) 基本年会費 3万円

平成 年 月 日

情報セキュリティガバナンス協議会 事務局 御中

入 会 申 込 書

情報セキュリティガバナンス協議会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

企業・組織名 : _____
所在地 : _____
代表者名 : _____ 印
参加資格*1 : _____ ユーザ会員 _____ ベンダ会員 _____ [いずれかに○]

*1) 参加資格については別紙1を参照ください。

【ご連絡担当者】

氏名 : _____
所属・役職名 : _____
住所 : 〒 _____
電話 : _____
FAX : _____
e-mail : _____

- ・本参加申込書に記載された情報のうち事務連絡担当者の情報は、希望される本サービス参加者間で名簿として共有する予定です。本サービス参加者間での共有名簿（以下、会員間共有名簿という。）への参加を希望される場合は右欄にチェックを入れてください。
- 会員間共有名簿に事務連絡担当者以外の情報の記載を希望する場合、あるいは情報に変更が生じた場合、事務局まで速やかにお知らせください。

個人情報の記入にあたっては、別紙4「個人情報のお取り扱いについて」に基づく個人情報の取扱いについて同意します。

【入会申込書送付先・連絡先】

情報セキュリティガバナンス協議会事務局
株式会社三菱総合研究所 サイバーセキュリティグループ 川口、綿谷
〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3
電話 : 03-6705-6047、FAX : 03-5157-2195、E-mail : isga-jim@mri.co.jp

個人情報のお取扱いについて

「情報セキュリティガバナンス協議会」に入会を希望される方は、以下の「個人情報のお取扱いについて」にご同意いただいた上で、入会申込書にご記入いただき、お申し込み下さいますようお願い致します。

【個人情報のお取扱いについて】

- (1) ご記入いただきました個人情報は、本協議会の運営管理の目的に利用致します。
- (2) ご記入いただきました個人情報は、必要なセキュリティ対策を講じ、厳重に管理致します。
- (3) ご記入いただきました個人情報を、外部事業者に委託・提供する予定はありません。
- (4) ご記入いただきました個人情報は、利用目的終了後は、三菱総合研究所が責任をもって廃棄いたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡ください。

(株)三菱総合研究所 広報部

電話：03-6705-6004、FAX：03-5157-2169、E-mail：prd@mri.co.jp

URL：http://www.mri.co.jp/request/

【弊社の個人情報保護管理者】

株式会社三菱総合研究所 代表取締役副社長 小野誠英

(連絡先：03-5157-2111、E-mail:privacy@mri.co.jp)

◆弊社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取扱いについて」をご覧になりたい方は http://www.mri.co.jp/privacy_guide/privacy.html をご覧下さい。又、ご請求いただければお送り致します。

お問合せ番号：ICU-015-c
